○津山圏域資源循環施設組合債権管理条例

平成３０年５月１日
津山圏域資源循環施設組合条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の債権の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第２条　組合の債権の管理に関する事項については、津山市債権管理条例（平成２９年津山市条例第２３号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「市の」とあるのは「組合の」と、「市が」とあるのは「組合が」と、「市以外」とあるのは「組合以外」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

付　　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（津山圏域資源循環施設組合税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の廃止）

２　津山圏域資源循環施設組合税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例（平成２８年津山圏域資源循環施設組合条例第１号）は、廃止する。